

○西興部村空き家対策総合支援事業実施要綱

令和2年3月25日

西興部村訓令第5号

(最終改正：令和5年6月2日)

(目的)

第1条 この要綱は、村が国の空き家対策総合支援事業の採択を受けて実施する空き家等の除却に対する費用の一部を補助することに関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 空き家等 現に居住その他の利用がなされておらず、今後においても利用される見込みがない建築物で、管理不全な状態にある（既に倒壊したものを含む。）又はそのおそれがあり、緊急的又は予防的な対策が必要と認められる建築物をいう。

(2) 管理不全な状態 次に掲げる状態をいう。

ア 老朽化又は風雨、積雪等による倒壊及び建築材等の飛散など、人の生命、身体又は財産に被害を及ぼすおそれがあると認められる状態

イ 建築物に不特定の者が侵入するおそれがあるなど、防火上又は防犯上不適切な状態

ウ 野生動物の侵入等により、周辺環境に衛生上の著しい害を及ぼすおそれがある状態

エ 景観を著しく阻害する状態

オ アからエまでに掲げるもののほか、村長が管理不全な状態と認める状態

(3) 所有者等 空き家等の所有者、占有者、相続人、財産管理人その他の空き家等を管理すべき者をいう。

(補助金の交付)

第3条 村長は、所有者等が空き家等を除却しようとする場合において、その費用の一部を補助することが適当と認めたときは、所有者等に対して予算の範囲内において補助金を交付することができる。

(補助金額)

第4条 補助金の額は、次の各号により算定した金額のいずれか少ない方の額(千円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額)とし、200万円を上限とする。

(1) 延べ床面積×国土交通大臣が定める標準建設費のうちの除却工事費の1平方メートル当たりの額×8/10

(2) 空き家等の解体、運搬及び処分(家財道具の処分に係る経費を除く。)に要する額×8/10

2 前項の補助金は、空き家等の除却に係る村の他の要綱の補助金と重複して受けることはできないものとする。

(補助対象者)

第5条 補助金の交付の対象となる者は、次条に規定する空き家等の所有者等とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助対象者となることができない。

(1) 空き家等の除却について権原を有しない者

(2) 空き家等に共有者がある場合又は空き家等に所有権以外の物権の設定がある場合において、当該共有者又は権利者の全員から空き家等の除却についての同意が得られない者

(補助の対象となる空き家等)

第6条 補助金の交付の対象となる空き家等は、次の各号のいずれにも該当するものとする。ただし、所有者等が直営で除却工事を施工しようとするときは、補助の対象としない。

(1) 空き家等は、専用住宅であること。ただし、併用住宅にあつては、住宅の用途の部分に限り、補助の対象とする。

(2) 空き家等の存する一団の土地は、除却後に更地とすること。

(補助金の交付申請)

第7条 補助金の交付の申請をしようとする所有者等は、補助金交付申請書(別記様式第1号)に次に掲げる書類を添えて村長に提出しなければならない。

(1) 位置図、平面図、立面図等

(2) 経費内訳書又は見積書

(3) その他村長が必要と認める書類

(補助金の交付決定)

第8条 村長は、補助金の交付申請があつたときは、その内容を審査のうえ、速やかにその結果を申請者に通知するものとする。

2 補助金の交付を受けようとする者は、補助金の交付決定前に事業を実施した場合は、補助金の交付を受けることができない。

(事業内容の変更)

第9条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者(以下「補助事業者」という。)は、事業内容に変更が生じたときは、補助金変更承認書(別記様式第2号)を提出し、村長の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

(実績報告)

第 10 条 補助事業者は、当該事業が完了したときは、速やかに補助事業実績報告書(別記様式第 3 号)及び関係書類を村長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第 11 条 村長は、前条の規定による実績報告書の提出を受けたときにおいて、当該報告書を審査のうえ、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金の額の確定通知書(別記様式第 4 号)により補助事業者に通知するとともに、速やかに補助金を交付するものとする。

(決定の取消し等)

第 12 条 村長は、補助事業者が次の各号の一に該当すると認められた場合は、補助金の交付決定を取り消し、若しくは変更し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱に違反したとき。
- (2) 補助金を目的以外の経費に充てたとき。
- (3) 不正の行為があったとき。
- (4) 補助金交付の条件に違反したとき。

2 前項に該当したときは、村長は返還期限及び返還方法を定め、補助事業者に通知するものとする。

(委任)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

別記様式第1号（第7条関係）

西興部村空き家対策総合支援事業補助金交付申請書

令和 年 月 日

西興部村長 様

申請者 住 所
氏 名 ⑩
電話番号

西興部村空き家対策総合支援事業実施要綱第7条に基づき、補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

記

住宅の所在地	西興部村字
住宅の所有者	住 所 氏 名 電話番号
施工予定業者名	住 所 業 者 名 電話番号
工事予定期間	令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
工事予定金額	円
補助金額の算定	補助対象経費 円 × 4 / 5 = 円
補助金交付申請額	円（千円未満切り捨て。限度額200万円）

添付書類

- (1) 解体しようとする住宅等の所有者がわかるもの
- (2) 解体に要する費用の積算基礎が明らかになる書類（数量調書、設計内訳書）
- (3) 解体しようとする住宅等の写真、図面（位置図、平面図、立面図）
- (4) 解体をしようとする住宅等の所有者が申請者以外の者である場合は、所有者の承諾書
- (5) その他村長が必要と認める書類

別記様式第2号（第9条関係）

西興部村空き家対策総合支援事業補助金変更承認申請書

令和 年 月 日

西興部村長 様

補助事業者 住 所
氏 名 ⑩

西興部村空き家対策総合支援事業実施要綱第9条に基づき、令和 年 月 日付け
西興部村指令第 号で補助金の交付決定を受けた事業について、次の理由により変更し
たいので関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付決定額 金 円

2 変更後の補助金交付申請額 金 円

3 変更の理由

4 変更の内容

5 添付書類

(1) 変更に伴って必要な書類

別記様式第3号（第10条関係）

西興部村空き家対策総合支援事業実績報告書

令和 年 月 日

西興部村長 様

補助事業者 住 所
氏 名 ⑩

令和 年 月 日付け西興部村指令第 号で補助金の交付の決定を受けた西興部村空き家対策総合支援事業は、次のとおり完了しましたので、関係書類を添えて報告します。

記

1 事業着手及び完了年月日

着手：令和 年 月 日 完了：令和 年 月 日

2 添付書類

(1) 工事の実績を確認できる書類

- ア 工事費がわかる書類（契約書、請書など）
- イ 工事途中及び完成後の写真
- ウ 請求書及び領収書
- エ 申請時に提出済みのもので、その内容に変更があったもの
- オ その他村長が必要と認める書類

3 口座振替の払込先銀行等の名称、口座番号及び口座名義

振込先銀行等の名称	口座番号	口座名義
本・支店	普通 当座	フリガナ

※記入の際は、預金口座通帳等を必ず確認すること。

別記様式第4号（第11条関係）

西興部村空き家対策総合支援事業補助金額確定通知書

令和 年 月 日

様

西興部村長

令和 年 月 日付けで提出のあった西興部村空き家対策総合支援事業実績報告書を審査した結果、補助金額を次のとおり確定したので通知します。

記

- 1 補助金確定額 金 円
- 2 交付予定日 令和 年 月 日頃に指定された口座へ振り込み予定